

令和5（2023）年度栃木県実習指導者講習会要項

1. 目的 栃木県看護師等養成所の運営に関する指導要領第8の1に定める実習指導者を養成し、看護教育における効果的な実習指導に資する。
2. 主催 栃木県
3. 実施機関 公益社団法人栃木県看護協会
4. 開催期間 令和5年5月15日（月）～8月28日（月）30日間程度
5. 会場 栃木県看護協会研修センター（宇都宮市吉野2-8-15）他
6. 定員 45名
7. 受講資格
 - (1) 看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
 - (2) 将来、(1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者
 - (3) (1)の養成所で実習指導の任にある者
8. 科目・時間数 総時間数：180時間
基礎分野/教育の基盤に関する科目（60時間）
専門分野/看護論に関する科目（15時間）
専門分野/看護教育課程に関する科目（15時間）
専門分野/実習指導の基盤に関する科目（90時間）
9. 受講経費
 - (1) 受講料：無料
 - (2) 諸経費：4,500円（資料・教材等）
 - (3) その他：講習受講のために要する費用（図書費・交通費等）は受講者の負担とする。
10. その他
 - (1) 講習会修了者に対して、修了証を交付します。
 - (2) 携行品：ア 参考図書（科目により必要と思われるもの）
イ 自分専用のUSBメモリ
 - (3) 講義や演習時にパソコン等を使用します。貸出用のパソコンはありませんので、各自ご用意ください。（研修センター内で使用するパソコンはあります）
 - (4) 昼食は各自で用意し、ゴミはお持ち帰りください。
 - (5) 講習会にふさわしい服装でご出席ください。

<参考>

栃木県看護師等養成所の運営に関する指導要領
第8 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることができる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

※ 実習指導者講習会は消費税の増収分を活用した栃木県地域医療介護総合確保基金を財源にした栃木県委託事業です。